

令和 4 年 2 月 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会 常任理事

松 本 吉 郎

(公印省略)

訪日外国人受診者による医療費不払い防止のための支援資料の紹介及び不払い情報報告システムへの協力の御願いについて (再周知)

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室より、標記の件について情報提供がございました。

令和3年4月2日付事務連絡「訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び不払いが生じた場合の報告方法について (地5)」においてご案内のとおり、厚生労働省では、出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から一定額以上の医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国在留管理庁へ共有する仕組みの運用を令和3年5月10日より開始しております。

この度、全国の保険医療機関に向けて、仕組みの趣旨や訪日外国人受診者医療費未払情報報告システムの使い方に関する説明会を添付の内容の通り、オンライン形式で開催いたします。本説明会の内容は、昨年7月および11月に開催しました説明会と同じ内容になりますが、再度ご参加いただくことも可能です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関への周知方につき、ご高配を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

【日時】 令和4年2月17日 (木) 16:00～16:30

【内容】 ①仕組みの趣旨について

②訪日外国人受診者医療費未払情報報告システムの使い方について

③質疑応答

【申込方法】 添付チラシをご参照下さい

(参照) 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html)

## 訪日外国人受診者医療費未払情報の報告に関する 説明会（令和3年度第3回）のご案内

令和3年5月10日より、一定額以上の医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を保険医療機関より収集する仕組みの運用が開始されています。収集された情報は出入国在留管理庁に共有され、入国審査に活用されます。詳細は下記ウェブサイトをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html)

このたび、本仕組みに関連する医療機関向け説明会をオンライン形式で開催致します。昨年7月および11月に実施いたしました説明会と同じ内容になりますが、再度ご参加いただくことも可能です。尚、今回が今年度最後の説明会の開催となります。下記、要領をご確認の上、是非ご参加下さい。

### 対象者

全国の保険医療機関

### 開催日時

令和 4年 2月 17日  
(木曜日)  
16:00～16:30

### 説明会の内容

- ◆ 仕組みの趣旨について
- ◆ 訪日外国人受診者医療費未払情報報告システムの使い方について
- ◆ 質疑応答

### お申込み方法

以下の①～⑤を申込フォームにご記入ください

【申込フォームURL】 ※右のQRコードからもお申し込みいただけます

<https://forms.office.com/r/7hc5mi0Jpg>

【申込期限】 令和 4年 2月 16日（水） 正午



- ① 組織形態・所属先・部署・役職
- ② 氏名（漢字・ふりがな）
- ③ 連絡先電話番号

- ④ Zoomウェビナーのリンク送信先メールアドレス
- ⑤ 質問事項

訪日外国人受診者医療費未払情報の報告の仕組みやシステムに関するご質問があれば、ご記載ください。説明会当日に回答いたしますが、全ての質問に回答できない場合がありますので、予めご了承ください

【お問合せ先】 厚生労働省 訪日外国人受診者医療費未払情報事務局

Email: [unpaid.seminar.mhlw@tohmatu.co.jp](mailto:unpaid.seminar.mhlw@tohmatu.co.jp)

TEL: 090-9838-4679 / 070-1736-4323 (平日9:30-17:00)

※本事務局は厚生労働省の委託を受けて、有限責任監査法人トーマツが行っています

# 【医療機関向け情報】 訪日外国人受診者による医療費不払い防止のための支援資料の紹介及び不払い情報報告システムへの協力の御願について

## 1 訪日外国人受診者による医療費不払いの発生防止に取り組む医療機関向け資料

訪日外国人による医療費不払いは、診療受付時に受診者への適切な説明や確認を行うことによって予防できる場合があります。

このため、厚生労働省では、外国人患者受入医療コーディネーター等の専門家がいない医療機関においても、受診時の適切な説明を実施し、医療費不払いの発生防止に取り組んでいただけるよう、医療機関の受付窓口で活用できる簡易資料を作成しました。

ダウンロード・印刷して、各医療機関での不払い発生対策にお役立てください。

### ■ 訪日外国人の受診時対応チェックリスト [v.1.0](#)

ー リストをチェックしながら訪日外国人受診者の診療受付をしていただくことで、医療費不払いの抑止に必要な情報が得られます。

### ■ 受付で使える訪日外国人受診者対応簡易手順書 [v.1.0](#)

ー 上記のチェックリストの説明・補足資料です。

### 【照会先】

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

(内線：2678、4115、4457)

(代表) 03-5253-1111

## 2 訪日外国人受診者に医療費不払いが発生した場合の情報提供の御願

「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」、平成30年6月14日）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議、令和2年7月14日）において、不払いの発生抑止となるよう、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査を厳格化する方針が決定されました。

これを受け、厚生労働省では、出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から一定額以上の医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国在留管理庁へ共有する仕組みの運用を令和3年5月10日より開始致します。

各医療機関におかれましては、以下のマニュアルを参照いただき、令和3年5月10日以降、該当事案が発生した場合には、下記専用ウェブサイトから厚生労働省への情報提供にご協力下さいますようお願い申し上げます。

頂いた情報は出入国在留管理庁に共有され、入国審査に活用されます。

※ 提供いただける情報には一定の要件があります。

- 「訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び不払いが発生した場合の報告方法について（依頼）」令和3年3月31日付事務連絡[\[PDF:490KB\]](#)<sup>PDF</sup>
- 訪日外国人受診者医療費未払情報の報告マニュアル（令和3年9月22日一部改訂）[v.1.02](#)<sup>PDF</sup>
- 訪日外国人受診者医療費未払情報の報告マニュアルQ&A [v.1.0](#)<sup>PDF</sup>
- 情報提供に関する同意書の一例 [\[Word:21KB\]](#)
- 「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」 [情報登録用ウェブサイト](#)

【照会先】

厚生労働省訪日外国人受診者医療費未払情報事務局

E-mail : [unpaid.mhlw@tohmatu.co.jp](mailto:unpaid.mhlw@tohmatu.co.jp)

TEL : 090-9838-4679/070-1736-4323（平日9:30-17:00）

※本事務局は、有限責任監査法人トーマツに委託しています



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)